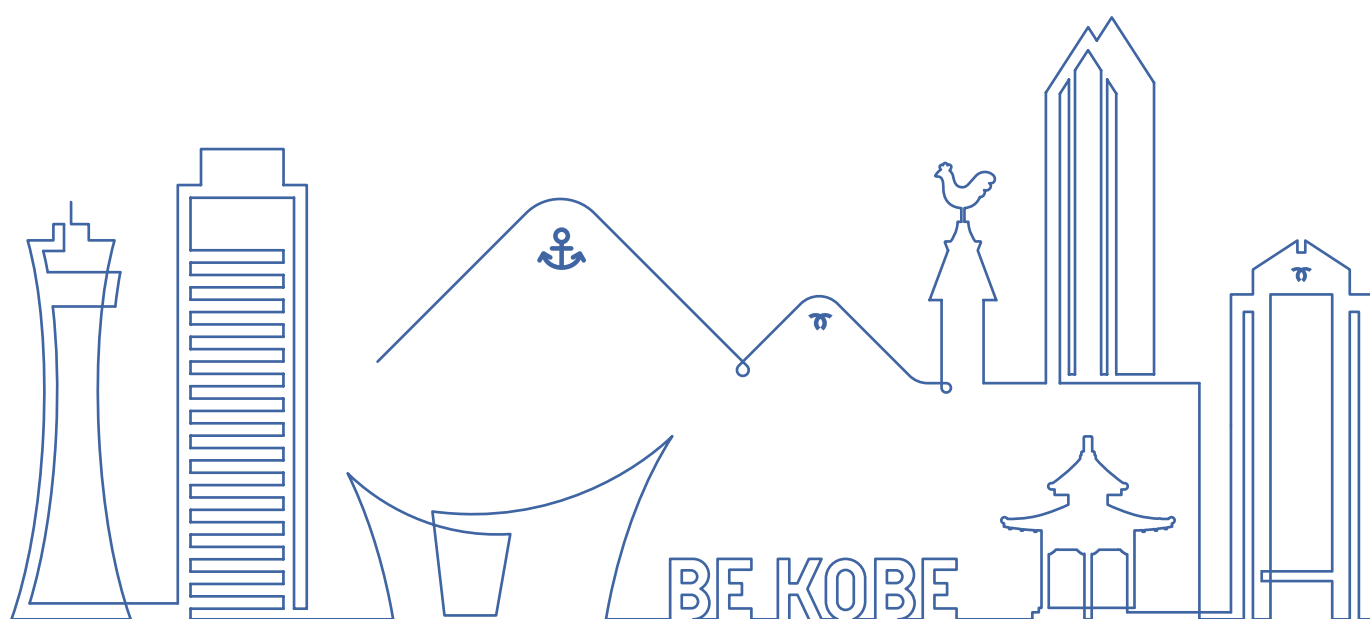


神戸市成年後見支援センター

# 10年のあゆみ



令和6年3月

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

神戸市成年後見支援センター

# 目次

あいさつ	3
神戸市成年後見支援センターのあゆみ	4
神戸市成年後見支援センター 10 周年座談会 神戸市成年後見支援センター 10 年のあゆみと今後の展望	5
寄稿文 センター 10 周年に寄せて	9
市民後見人からのメッセージ	10
資料	14



## ごあいさつ

神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎

本会が「神戸市成年後見支援センター」の運営を市から受託して13年がたちました。これまでの皆さまのご支援とご協力に感謝申し上げます。コロナ禍の令和3年に10周年を迎えていましたが、記念の取り組みができませんでしたので、遅ればせながら記念誌を作成しました。

平成22年5月に神戸市や専門職の皆さまとセンター設立のための準備会を立ち上げ、他都市への視察や熱心な議論を繰り返して当初のセンターの仕組みが誕生しました。平成23年1月のセンター設立後も何か課題が生じる度に、本会の権利擁護事業の助言機関であるこうべ安心サポート委員会の市民後見部会で話し合い、独自の死後事務委任契約など新たな仕組みを作り出してきました。当時の委員だった専門職の皆さまは、現在もセンターの心強い味方です。

また、忘れてはならないのが市民後見人の皆さまの存在です。センターでは、開設直後の平成23年5月から市民後見人の養成を始めました。これまでに延べ177名の方々が市民後見人候補者として登録され、後見活動や相談・広報啓発活動で活躍されています。

現在、高齢者・障がい者等の権利擁護のため、法務省が制度の大幅な見直しを検討しています。センターでは、今後も制度の動向に注意しながら、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援策の推進に取り組んでまいります。



## 成年後見支援センター10周年を迎えて

神戸市福祉局長 森下 貴浩

平素より、本市の成年後見制度の利用促進にご尽力いただいております、専門職をはじめとする支援者や関係機関の皆さまには、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

本市では、平成23年1月に神戸市社会福祉協議会への委託により神戸市成年後見支援センターを開設し、制度に関する相談や広報啓発、利用援助を行うとともに、市民後見人の養成を実施してまいりました。

また、令和4年度には、センターを地域連携ネットワークにおける「中核機関」として位置付け、権利擁護に関する専門職団体や関係機関、チームが連携する上で中心的な役割を果たせるよう取り組みを行っているところです。

10周年という節目を迎え、今後も、認知症高齢者の増加や障がい者の親亡き後問題といった課題に対応する上で、成年後見制度の必要性はますます高まってくるものと考えられ、センターの果たすべき役割もさらに重要となってまいります。

本市といたしましても、センターと連携しながら、成年後見制度の利用促進により一層取り組んでまいりますので、引き続き皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 成年後見支援センターのあゆみ（沿革）

和暦 (西暦)	神戸市成年後見支援センター	国・神戸市
平成12年 (2000年)		(国)成年後見関連法・介護保険法等施行
平成22年 (2010年)	(5月)成年後見支援センター設立準備会の設置（～12月）	
平成23年 (2011年)	(1月)神戸市成年後見支援センター開設 こうべ安心サポート委員会専門部会「市民後見部会」設置 (5月)第1期市民後見人養成研修開催	(市)神戸市社会福祉協議会へ成年後見支援センター業務を委託
平成24年 (2012年)	(2月)市民後見人活動の基準（マニュアル）初版発行 (3月)市民後見人受任第1号 (6月)第2期市民後見人養成研修開催 (9月)成年後見制度の利用手続き東灘区相談室開設 (10月)市民後見人延べ選任件数10件	(国)障害者自立支援法改正
平成25年 (2013年)	(6月)成年後見制度の利用手続き西区相談室開設 (9月)成年後見制度の利用手続き垂水区相談室開設 市民後見人延べ選任件数20件	(国)障害者総合支援法施行
平成26年 (2014年)	(1月)第3期市民後見人養成研修開催 (7月)成年後見制度の利用手続き長田区相談室開設 (8月)市民後見人延べ選任件数30件 (12月)神戸市市民後見人活動啓発シンポジウム開催	
平成27年 (2015年)	(3月)死後事務バックアップシステムを構築（死後事務委任契約） (4月)第4期市民後見人養成研修開催 成年後見制度の利用手続き中央区相談室開設 (6月)市民後見人延べ選任件数40件	
平成28年 (2016年)	(4月)第5期市民後見人養成研修開催 市民後見人延べ選任件数50件	(国)成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 (国)成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律施行
平成29年 (2017年)	(1月)市民後見人受任終了者に神戸市社会福祉協議会事務局長感謝状贈呈開始 (2月)成年後見制度の利用手続き兵庫区相談室開設 市民後見人延べ選任件数60件 (10月)成年後見制度の利用手続き北区相談室開設	(国)成年後見制度利用促進基本計画策定
平成30年 (2018年)	(4月)成年後見制度の利用手続き灘区相談室開設 市民後見人延べ選任件数70件 (7月)成年後見制度の利用手続き須磨区相談室開設（9区全区開設） (9月)第6期市民後見人養成研修開催 (11月)市民後見人延べ選任件数80件	(市)成年後見制度利用促進計画策定（介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画・障がい者保健福祉計画）
平成31年 令和元年 (2019年)	市民後見人による地域住民向け広報啓発活動開始	(国)成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関連法律の整備に関する法律施行 (市)神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会を設置
令和2年 (2020年)	新型コロナウイルス感染症拡大により、市民後見人による広報啓発活動中止(～R4)	
令和3年 (2021年)	(4月)神戸市成年後見支援センター専用ホームページ開設 (6月)第7期市民後見人養成研修開催 (12月)市民後見人延べ選任件数90件	(市)高齢者・障害者及びその家族の金銭管理における権利擁護の連携協定締結（神戸市・三井住友銀行・みなと銀行）
令和4年 (2022年)	(4月)神戸市より中核機関を受託 (8月)第8期市民後見人養成研修開催 (9月)成年後見制度の利用手続き岩岡相談室開設(西区) (10月)市民後見人延べ選任件数100件	(国)第二期成年後見制度利用促進基本計画策定 (市)神戸市社会福祉協議会へ中核機関を委託
令和5年 (2023年)	(3月)市民後見人による広報啓発動画・インタビュー動画公開 (6月)第9期市民後見人養成研修開催 (10月)成年後見制度の利用手続き玉津相談室開設(西区) 市民後見人による広報啓発活動再開	

# 神戸市成年後見支援センター 10周年座談会

## 神戸市成年後見支援センター10年のあゆみと今後の展望



左より 幸寺弁護士、植田社会福祉士、床谷教授、種谷弁護士、澤井司法書士

### <登壇者>

種谷 有希子 弁護士 (兵庫県弁護士会高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ)

澤井 靖人 司法書士 (成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部)

植田 京子 社会福祉士 (兵庫県社会福祉士会ばあとなあ兵庫)

床谷 文雄 教授 (奈良大学教授、大阪大学名誉教授)

### <コーディネーター>

こうべ安心サポート委員会委員長

幸寺 覚 弁護士 (兵庫県弁護士会)

### センター設立時を振り返って

幸寺：今日は神戸市成年後見支援センター(以下、センター)の設立から現在まで関わっておられる方々からお話をうかがいます。  
まず、平成22年のセンター設立準備会から、翌年(平成23年1月)のセンター設立まで、議論したことや苦労した点などがありましたら教えてください。

種谷：センター開設に向けた議論の中で、当時神戸市は市民後見人の受任を単独受任で検討していたのですが、市民後見人養成についての神戸家庭裁判所(以下、家裁)とのやり取りで、単独受任は難しいのではないか、社会福祉協議会(以下、社協)が後見監督につく必要があるのではないかと話になり、神戸市社協が監督人につく方向に舵を切った記憶があります。



澤井：当時、市民後見人養成をしていた東京都世田谷区と品川区、大阪市での取組みを参考にしながら、準備会の委員で市民後見人の養成後、しっかり支援を行うために監督人の必要性について検討しました。市民後見人を支援する上で、神戸市社協の立場が明らかでないと受任における個人情報の取扱いが難しくなります。市民後見人の監督人であれば支援や情報共有がスムーズにできるのではないかと考えました。

植田：当時、市民後見人のイメージがなかなかできなくて、一般市民でボランティア精神があって熱意のある方で、研修に参加していただける人をどのように育成していくか、まず市民後見人の定義について話し合いをした気がします。

種谷：また、報酬についても大阪市が無報酬で取組みをされていることを踏まえて議論をして、結果「無報酬にする」という決定に至りましたが、報酬のあり方については現在も議論を続けています。

澤井：神戸市はセンターの設立時期が全国的に早かったこともあり、先行するモデルが限られていました。監督人をつけるのか、監督支援や報酬はどうするのかという部分については、やはり「無報酬である以上、監督・支援は手厚くあるべきだ」ということになり、市民後見人に過剰な負担がかからないよう、受任も多額の資産等がない等落ち着いた案件にしましょうと話が詰めていきました。

植田：センター開設前、市民後見人養成について家裁のハードルが高く、家裁との調整で兵庫県弁護士会(以下、弁護士会)にご尽力いただいた記憶があります。

種谷：私も家裁で協議した記憶があります。当時の家裁は「市民後見人の受任には社協を後見監督に付けないと認めない」という考えであり、監督人をつける形でスタートし、現在に至るという感じですね。

床谷：準備会が平成22年に始まり、私は準備会の前半に携わりましたが、当時、神戸市の権利擁護事業の助言機関であったこうべ安心サポート委員会成年後見研究部会で神戸版「世話人協会」についての報告書を作成しました。弁護士会、県、市、県社協、市社協の協議において、神戸市はこの報告をもとに予算化、平成23年のセンター開設を目指す記録にあります。  
しかし当時、弁護士会は市民後見人に慎重なご意見であったと記憶しています。当時は「一般市民がこんなことに関われるのか」という不安感があったのだらうと思いましたが、そのあたりは実際どうだったのでしょうか。





幸寺：当時、私も成年後見人をしていましたが、弁護士が後見人になる案件は複雑で大変なケースばかりでしたので、弁護士会は「市民後見人にできるのか？」という感想を持っていたのかもしれませんが。受任は簡単な案件であっても非常に負担が大きいのですから。

種谷：私自身は市民後見人養成に否定的だったことはありませんが、「しっかり監督をしないといけない」と思っていました。弁護士会が慎重であったとしたら、複雑な案件があることを念頭に置いていた可能性はあります。

澤井：準備会の事務局が大阪市へ取材に行き、大阪市がかなり力を入れて市民後見人養成に取り組んでいて、市民後見人もエネルギーがあって、とても参考になりました。平成 20 年頃から東京・大阪と市民後見の動きが始まり、神戸もという中で、東京・大阪のモデルを参考に、神戸市の当初の想定とは違ったのかもしれませんが、「無報酬の活動で、監督人がつく」という、手厚くバックアップをしていく方針になったと思います。

### 市民後見人の養成

幸寺：市民後見人の養成への想い、講座の立ち上げから現在までの変化や工夫など感じておられることがありますか。

種谷：市民後見人養成を開始した平成 23 年に比べると、現在は応募者が減っているんですね。

澤井：これは全国的な傾向で、大きく養成数が増えているという話はあまり聞きません。平成 23 年の第 1 期市民後見人養成研修は募集に対して応募者が多かったですね。

種谷：すごかったですよね。

澤井：そして、まだ市民後見人養成の仕組みが出来たてだったので、受講者のみなさんがとても熱心で「こうあるべきだ」という意見も多かったように思います。第 1 期の熱はすごかったなという印象です。

植田：養成研修も、最初は基礎研修と実務研修の間に面接は入れてなかったですね。

種谷：第 1 期、2 期と養成研修をしていくうちに基礎と実務の間に一度面接をいれた方がよいのではないかという話になり、受講者全員と面接をするようになったんです。今は定例化されていて、私達も面接のやり方に慣れました。また、市民後見人の受任が進む中で死後事務の対応が増えて、カリキュラムに死後事務についての講義を追加した経緯があります。

植田：ここ数年、研修への応募者が少なくなっていますが、受講された人は研修修了され、市民後見人登録していただいています。やはり社会的背景として就労層が増加していて、市民後見人に興味があっても「仕事と両立できるかしら」という不安があり、二の足を踏まれている人もいるのかなと思います。また、逆に年齢が上がると年齢制限により受講ができない人もいますので、市民後見人の登録者数を維持するためには、受講要件や研修システムをどうするかなど検討が必要です。

### 市民後見人の受任活動について

幸寺：先程、死後事務の話が出ましたが、市民後見人の受任活動を進める中で、課題とその解決への取組みはありますか。



種谷：死後事務については①葬儀と火葬・埋葬②病院、施設等の支払い③残った財産を相続人へ引き継ぐ、財産引継ぎがあります。③財産引継ぎについては、市民後見人が戸籍調査をして相続人へ手紙を出して交渉するというのは、負担が大きいという話になり、その部分を本人の生前に市民後見人が弁護士と「死後事務委任契約」を締結することで、精神的負担を軽減するという案が出ました。通常の「死後事務委任契約」は契約時に費用相当のお金を預かり、亡くなった際の支払いの担保にするのが基本ですが、家裁が難色を示したので契約時に弁護士がお金を預かることはできなくなりました。そこで、こちらから「事前に死後事務委任契約だけをします。契約時にお金は預からず、費用も定額にします」と提案したら家裁から運用の許可が下りました。被後見人が亡くなりそうな時に市民後見人が死後事務費を現金化し、亡くなったあとに「死後事務委任契約」費用を弁護士に支払うという流れです。神戸では被後見人にある程度の財産が残るような場合、市民後見人が弁護士と死後事務委任契約を締結しておくという形をとることで、死後事務における市民後見人の精神的負担を軽減しています。

幸寺：市民後見人は、死後事務について何もしなくていいという訳ではないんですね。

種谷：①葬儀・火葬・埋葬②病院・施設等の支払いは、原則市民後見人が対応します。やはり、みなさん被後見人への思い入れがあるので、葬儀も参列されたりお骨拾いや納骨までしてくださる方もいらっしゃいます。基本、費用の支払いまでしっかり取組めますが、③の財産引継ぎはやはりちょっと重たい役割です。

澤井：神戸の市民後見人の活動は無報酬というところが大きなところで、無償で活動する形を非常に大事にしています。明確な権限もないのに死後事務を行うという不安感や負担感はとても大きくて、その部分に対して対応を考えていかなければならないと思っています。神戸は死後事務への対処に全国的にも早く取り組んだと思います。家裁とも書式のすり合わせをし「亡くなるまでを、きっちりとやってください」という仕組みになっています。

植田：市民後見人の受任ルートですが、今は市長申立案件が大半なのですが、市長申立の案件は必ずしもやさしいわけではなく、背景が複雑であったり、債務や破産手続き等、後から課題が発覚することもあり、市民後見人受任のマッチングでは案件を精査しながら慎重に受任調整をしています。そのため、市民後見人の受任まである程度の時間がかかります。今後は市長申立以外の受任ルートを確立させることも必要と考えています。例えば、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行や神戸市社協の法人後見から市民後見人への移行などです。被後見人への支援において市民後見人が適切だと思われるケースは、リレー受任なども視野に入れ積極的に検討をしていけば、市民後見人の受任促進につながるのではないかと思います。

### 監督人業務への支援について

幸寺：センターの監督人業務に対して、専門職が行ってきたバックアップ体制についてはいかがでしょうか。

種谷：センター職員の監督人業務へのバックアップとしては専門相談の時に定期報告書を確認し、専門職として意見を伝えることを継続してやっています。

植田：センターが活動マニュアルを作成し、市民後見人登録者にお渡ししていますが、マニュアルの改訂の際には、市民後見部会で専門職として意見を伝えてきました。

澤井：大阪市では監督人はつきませんが、神戸市ではセンターが監督人をするので、センター職員が知っておかないといけない監督人の知識について、私が講師として研修を行ったことがあります。



監督人は、単に「支援をする」だけではなく、監督人として見落としてはいけないところがあります。そういう知識を監督人が学んでいることが神戸の特徴だと思います。

### 市民後見人の多様な活動と今後への期待

幸寺：市民後見人には「成年後見制度の利用手続き相談室(以下、相談室)」や「広報啓発活動」にも取り組んでいただいておりますが、活動に対する評価や今後の課題についてはいかがでしょうか。

種谷：相談室の活動をしたいという方は多いです。市民後見人として受任が終わられて、事務局が「もう1回、後見人業務をしませんか？」とお声がけをしても受任活動ではなく相談員業務を希望される方が多いと思います。

澤井：全国的に成年後見制度の手続き相談を市民後見人がやっているというのとはとても珍しいと言われます。どこまで説明するのかは「パンフレットに記載している範囲にする」という線引きがあります。

種谷：相談室は市内各区(9区)にありますよね。市民後見人が養成研修を修了し、受任するまでの期間のモチベーションの維持や活躍の場を検討する中で相談室が始まったのですが、意外と相談員をやりたい人が多いと感じます。

植田：市民後見人も相談室でこれまで学んだことや社会経験を活かすことができ、取り組みやすいのだと思います。

澤井：市民後見人の活躍の場を広げる取組みとして、市民後見人が地域の集会所に向いて制度説明をする広報啓発活動も、神戸のひとつの特徴かと思います。一方で、受任活動が1件で終わってしまうというのは非常に残念です。ぜひ2件目の後見活動に取り組んでもらいたいと思います。

床谷：1回あたりの受任期間は長いケースが多いのですか？

種谷：被後見人は高齢であったり健康状態が悪い状態で申立をされることが多く、後見人選任後、支援期間が1年も満たない方も多いです。市民後見人で2件目受任をされている方は少数ですがいらっしゃいます。

澤井：市民後見人候補者の受任希望者全員が1件目の受任を終えているわけではないので、まず受任案件を増やし1件目受任してもらい、加えて可能な方には2件目受任していただく。その経験をもとに相談室や広報啓発活動をすすめていけると流れがよいと思います。

種谷：地域で広報啓発活動をするために市民後見人による広報啓発ムービーを作成したんですね。市民後見人が脚本を書いて演じているのですが、いい感じに出来ましたね。

幸寺：今後は市民後見人にどういうところで活躍してほしいとか、期待するところはありますか。

植田：市民後見人で2回目受任された方は、1回目受任の市民後見人に自分の経験を市民目線で「こういう風にしたよ」と教えることによって、キャリアを積んだ市民後見人自身も知識が整理できると思います。



今の市民後見人登録者を維持しながら、新たに養成研修の受講者が増えてほしいと思っています。

## 今後センターに期待する役割

幸寺：それでは最後に、今後センターが中核機関として力を入れて取り組んでいく事柄と担うべき役割、市民後見人の育成についてはいかがでしょうか。

澤井：神戸の特徴は市民後見人が無報酬でやっているところです。「報酬をもらったらいいのではないか」「監督人はいらぬのではないか」と色々な意見がある一方で、このスタイルで神戸は今までやってきました。養成研修の中間面接の時に、毎回「市民後見人の活動は無報酬ですが、これについてどう思いますか？」という質問をするようにしています。ここ近年は「無報酬だというのは十分理解しています」「有償だったら受講していません」などと言われると、こちらが頭の下がるような思いになることがあります。報酬を有償にしていたら市民後見人が増えていたのかというと、全国的に有償にしても市民後見人が増えていないので、1つのモデルとして、神戸モデルは確立していると思っています。将来的に変化があってもよいと思いますが、先駆的なモデルの1つとして大事にしてもらえたらと思います。

床谷：元々神戸は、ドイツ型の「名誉職世話人」をもとに「名誉を以て報酬とする」ということで、現金での報酬はないという前提で議論していましたからね。理想かもしれませんが、誇りをもってこの仕事をやりたいという方を求めたのです。

植田：神戸は人口が約150万人なので、市民後見人の担い手も地方に比べて多く、恵まれていると思います。市民後見人の受講動機の作文を読むと、社会貢献をしたいという意欲と高い志をお持ちなので、みなさんが健康なうちにしっかり受任ができればいいと思います。

澤井：神戸の市民後見人は非常にレベルが高いので、少し難しい案件をマッチングしてもよいのかなと考えています。落ち着いた案件がよい方もいらっしゃると思いますが「この人だったらもっとできる」という方やちょっと物足りなさを感じておられる方にチャレンジしてもらいたいです。課題や行き詰ることがあれば、私達専門職が全力でサポートしますので。

種谷：これまで色々な課題に直面するたびに、私たちとセンターが意見を交わしながら考えて、少しずつマイナーチェンジして、今に至ったと思います。今日、確かに神戸は独自路線をいっているのを改めて認識しました。これまで、私たちなりに一生懸命取り組んできましたし、大きな問題があったということもなかったのですが、現在の形をベースに市民後見人のみなさんにご活躍していただき、その経験をどこかで活かしていただければいいなと思っています。

床谷：私は、市民後見人をもっとプロに近い状態に養成するというのが一つの目標だったので、専門職から市民後見人へリレー受任するという方向性をもっと強くなっていくことを期待しています。そして受任についても落ち着いたケースばかりを選ぶのではなく、ステップアップしていくような育成や支援をしてほしいなと思っています。

植田：市民後見人それぞれに合わせた事案を探してこられたらいいと思います。そうすると力をつけてもらえますし、2件目、3件目と頑張れる人もいるかもしれません。

幸寺：みなさんありがとうございました。事業の立ち上げ時は、みなさん非常にご苦労されて、今のセンターの仕組みが出来あがったということを感じました。神戸独自の市民後見人養成・育成は、養成者数は減少していますが、非常にいいスタイルとして育っているのだなと思いました。私も後見人をしていますが、結構後見人は孤独なんですよ。専門職との連携もそうですけど、市民後見人同士での連携や情報交換、交流ができれば、自身やそれぞれの後見活動に役立つのではないかと思います。今後ますます、市民後見人の養成や育成を神戸で発展させることができたらと思います。本日はありがとうございました。

開催日 令和5年10月31日

場 所 こうべ市民福祉交流センター





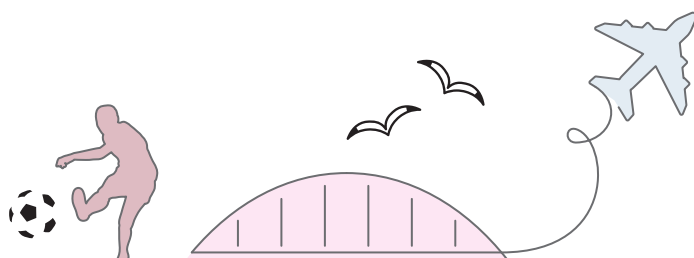
# センター 10 周年に寄せて

奈良大学教授 大阪大学名誉教授 床谷 文雄

国の基本計画に則って、今では全国の地方自治体において、成年後見制度を住民に周知させ、担い手となる市民後見人を養成し、後見活動を支援するセンター的機関が設置されているが、2011（平成 23）年 1 月に開設された神戸市「成年後見支援センター」は、全国的にみても先発組である。開設時には東京都の一部の区など、関西では大阪市が先行していたが、それらの活動をモデルとしつつ神戸市独自の組織運営がめざされてきた。

センター設立の準備会は 2010（平成 22）年 5 月から 12 月まで開催され、組織運営、成年後見専門相談、市民後見人の養成・支援方法、成年後見制度の普及啓発、他機関とのネットワークなどが検討された。さかのぼると、神戸市における成年後見のためのセンター設立構想は、2004（平成 16）年度にこうべ安心サポート委員会の成年後見研究部会が提案した神戸版「世話人協会」に始まる。当時、成年後見制度は施行 5 年目に入り、弁護士等第三者後見人の割合が制度発足当初の 2 倍の約 20%になってきた時期であった。神戸市社会福祉協議会は法人後見を実施していたが、市長申立案件で手一杯であったし、弁護士・司法書士・社会福祉士らが組織する団体の活動も発展途上であり、将来の成年後見の利用拡大を見ずえると、専門職の職域拡大には限度もあり、一般市民として地域社会を支えるという視点から、成年後見の人材養成が必要という認識が生まれていた。「世話人協会」という名称は、1992 年に施行されたドイツの世話人（成年後見人）制度に由来する。ドイツでは、民間の世話人協会、行政内の世話人支援機関が大きな役割を果たしていたが、特に世話人協会はボランティア世話人（無償の名誉職）の確保、その教育・研修・支援の面で重要な機能を担っていた。こうしたドイツでの世話人協会の活動を参考にして、神戸の特性に合わせた組織を設けようというアイデアであった。

神戸版「世話人協会」は、市民後見人を含む第三者後見人の養成・育成、指導・支援を担う成年後見のセンターとして、いずれ独立した法人格をもつ団体となることを構想していたが、まずは社会福祉協議会内に担当部署を設けることが考えられた。現在の「成年後見支援センター」は、「世話人協会」がめざした組織形態とは異なるが、その理念は受け継いでおり、家族・親族がおらず資力も乏しい市民のための成年後見の担い手を安定的に産み出している。市民後見人の養成・育成、指導・支援の実績を積み重ねており、その役割に対する施設・医療関係者の認識も進んでいる。次の 10 年、市民後見人を支援する成年後見のセンターとしての役割はさらに大きくなるであろう。市民後見人のステップアップのための支援、助言的監督の役割も、まだまだ十分でない。経験に応じた市民後見人のレベル認定、専門職後見人との複数後見、引き継ぎ事案の拡大など、財産がなく安全な事案に限らず、市民後見人の担当案件を拡げ、地域社会のサポーターとして育成することも考えられて良いであろう。



# 市民後見人からのメッセージ

## 神戸市市民後見人制度のスタートと私



第1期  
小西 一英

成年後見支援センターが立ち上がった平成23年2月に60歳で定年退職しました。新聞で市民後見人養成講座の案内があり申込み、説明会の会場は多数の参加者で熱気に溢れていました。年齢制限があり70歳以上の数名は待っていた研修なのに残念だと断念しておられました。研修には事前レポート提出が必要であり何とかまとめ研修に参加出来ました。座学の研修はかなりハードではありましたが参加者全員がほぼ皆勤し1期生メンバーとして10月に

34名が登録しました。さあ受任と期待しましたが家裁からの市民後見人への信頼が薄いのか案件が少なく受任には至りませんでした。センターでのフォロー研修も少なくモチベーションの維持に苦慮する日々が続きました。同期の方の案で月1回勉強会の開催を計画。声をかけられ婦人会館の会議室を借り受任者の声も聞きながら実施しました。介護のスキルが無い私にとっては大変勉強になる日々でした。2代目のセンター長の時代となりフォロー研修が増え市民後見人のマニュアルができ基礎が確立されました。

後見人の受任は登録の翌年になりました。高齢で精神疾患を持つ入院中の男性の為にコミュニケーションを心配しました。当初は看護師同席での面談、その後は徐々になれ単独での面会となりました。その後ドクターと一般施設への移転を検討中に体調悪化されご逝去、6ヶ月未満の受任経験に終わりました。センター・家裁との打合せにより死後事務の実施等大変勉強になりました。

相談室での相談員は西区開設以来就任しております。様々な区民の方から相談があります。将来の話、喫緊の課題と様々な事例への対応が不可欠となります。相談者へ少しでもアドバイスが出来ればと考えます。納得され安心して帰られる姿に充実感があります。最後にコロナ禍で中断していた後見制度のPR活動に取り組んで行く所存です。

## 複数後見（保佐）活動



第2期  
八田 範子

定年後に活かせないかと市民後見人養成講座を受講し、修了した当時はフルタイムで働いていたため受任の機会がなく、成年後見支援センター長から「複数後見で保佐人をやってみないか」とお電話をいただいたときはとてもうれしかったです。

軽い認知症の未亡人が近所の業者から受けていた財産侵害を排除した弁護士が保佐人となっていました。代理権限は弁護士と分けて、市民後見人（私）が被保佐人のお小遣いを管理し、身上保護を主に担当することとなりました。

コロナ禍前は、2週間に1度訪問していました。当初目標としていた介護付有料老人ホームやグループホームへの転所を検討するも、本人の意向により、老人保健施設に継続して入所することとし、現在に至っています。

私が受任するまでの4年間、老健職員が弁護士からお金を預かりお小遣いを渡していたことや、通院介助のヘルパーも老健から依頼していたことから、一気に私が引き継ぐことは難しいと感じました。それでも面会を重ねると「ベッドにお座り」と並んで座り、老健職員には話していない故郷の思い出話や残されたお子さん、看病した夫の話聞かせていただきました。

被保佐人が食堂で意識を失い病院にかかったことがありました。老健から正月休みの弁護士事務所に連絡がつかず、保佐人が駆けつけることができなかったことを寂しく思いました。

コロナ禍の面会方法の変更も同様に知らされずに訪問したのが、直接面会の最後となりました。往復はがきで連絡を取り合っていたところ、転倒しけがをしたとの連絡を受け駆けつけた時、初めてテレビ電話で面会できることを知り、以来、2週間に1度の訪問を続けています。

専門職保佐人（弁護士）は、財産を管理して保佐人報酬を受けているため、家庭裁判所への定期報告や被保佐人の自宅の漏水事故などの対応をしてくださりました。身上保護のみの保佐人活動ではありますが、「早く直接会いたい」と画面の向こうで手を振る被保佐人をいとおしく思っています。

## 私と市民後見人とのかわり



第3期  
岡島 純

神戸市成年後見支援センター 10周年記念誌が発刊される運びとなりましたことを心からお慶び申し上げます。

成年後見支援センターとのご縁は、平成12年度から制度に関する法律が施行されたことも知らず、どのような仕組みで誰が利用するのかも全く分からない未知の世界の中、勤めを終えた後に何らかの形で今までの知見を活かした社会貢献を行いたいと思っていたときに、市民後見人養成研修の説明会に参加し「これである」とひらめいたのがきっかけでした。研修は、テキストや講義カリキュラムが充実したものであり、制度を理解する上で有益で、特に弁護士に同行し担当されている被後見人や施設の方への対応手法などを学んだことは大いに参考となりました。

研修終了後は学んだことを忘れないため成年後見制度の利用手続き相談室の相談員に登録し、活動を行いました。最初は平成27年に長田区の相談室から1期、2期の方々が相談に来られた方にどのように話され対応されるかを学びつつ、平成28年に中央区、平成30年から東灘区の相談室で制度説明を行っています。

平成28年1月に後見人として活躍できるようになり、研修で学んだ内容を基に活動しましたが、突然の入院や逝去される緊急時の対応に戸惑いながらも、センター職員から丁寧な指導をいただき、1回目の役割を無事終えることができました。平成31年1月から2人目を担当する機会を得ることになり、今までの経験を活かし現在も活動しています。

相談室の相談員や市民後見人としての活動では、相手の気持ちを推測して親身になって接し、何ができるかを考え、気配りをし、あくまでも第三者で親族ではない、体力が肝心、一人で抱え込まない。このようなことを常に心がけて活動するようにしています。

今後、成年後見制度を利用される方が増えてくる時代となり、貴センターの益々の発展を祈念いたしますとともに微力ながらこれからも貢献いたしたいと存じます。

## 目線を合わせて優しいお爺さんに



第4期  
泉 正三

### タイミングよく市民後見人活動との出会い

会社人生の卒業が見えてきた時、自分の居場所が無い退職後はどれほど憂鬱か、強い不安に襲われ、それなら居場所を作ろうと考え始めた時、これだと、イメージしていたものへの出会いでした。今日行くところと今日用がある、その中に「人の役に立つ」が組み込まれることが、倍々のやりがいのある私の居場所・役割だと思いました。

### 責任が重いがやりがいを感じる受任活動

面会時、顔を見るなり名前を呼んでくれ会話も弾みます。帰り際には「体に気をつけてがんばって、今日はありがとう」と逆に元気づけられました。施設からの帰り道、バス停までの10分余りの坂道はスキップ気分で幸せを感じる貴重なひと時でした。問題に遭遇した時、この判断で良いのか、間違っていないか迷うことが多々あります。その時は「本人の立場になって、どう思い、どう感じているかを考える」を心掛けることで解決できたと思います。

### 市民目線での相談室活動

相談日当日は、不安とワクワク感が交錯する心地よい緊張がある一瞬です。不安そうな表情や思いつめた顔の相談者が来室された勇気を受け止めることからスタートです。相談時は一つ話したら二つ聴く（口は一つ、耳は二つ）、十四の心の一つを集めて「聴く」の精神を心掛けました。情報の提供や助言が役立ったか、晴れやかに安堵して帰られるのを見た時、市民目線の相談室の重要性を実感します。

### 負担の何倍も実りある後見活動

「人一人の人生に関わる」ので責任は重く、苦労もあり、かなり負担を感じるボランティア活動です。しかし、自身の勉強にもなり、成長もでき、その何倍もの実りがあり、「笑顔をいただける」喜びとやりがいのある活動です。

始めると決めた時、背中を押してくれたのが妻と子供でした。「これからは会社時代の肩書も部下もありません。目線を合わせて優しいお爺さんになってください」が約束の言葉でした。頭では理解していてもまだまだ日常では実践できていないと反省する毎日です。



## 6年間の後見任務を振り返って



第5期  
原田 毅

友人の勧めで市民後見人養成研修説明会に参加、年齢制限満70歳\*(当時年齢69歳)、研修時間延べ50時間と説明がありやや躊躇しましたが折角の機会と思い受講する事としました。平成28年4月から5か月間の研修で今でも強く印象に残っている事は、しあわせの村で実施された「体験学習・施設実習」です。不自由を抱える障がい者に直接接した色々な体験が私に市民後見人になる事を決意させました。

平成30年1月受任開始、被後見人は94歳(当時)の女性で3親等内の親族は無く、市営住宅で1人在宅生活を送っていました。就任時報告書提出後に新たな財産の存在が発覚する等、予期せぬ事象も発生しましたが大した問題も無く後見任務は滑り出しました。

就任中の任務では、特別養護老人ホーム入所決定で居住用不動産処分・入所契約締結、また特養入所で生活保護が廃止となり「後期高齢者医療被保険者証」の申請等の任務が発生しました。

令和5年3月31日、入所中の特養より深夜に救急搬送で入院したと連絡が入りました。病院の医療方針から4月11日に療養型病院に転院し療養中でありましたが、7月3日享年101歳で逝去されました。死後の対応は基本的に相続人に任せる為、成年後見人が「死後事務」を行う義務はないとありますが、相続人不明であったため葬儀手配並びに後見任務の後始末を終え10月10日「死後事務委任契約」に基づき弁護士への引継ぎを完了しました。

6年間で最も大変に思えた時期は任務終了を控えた終末期です。入院以降いつ緊急連絡が入るか常々気遣うことは大変なプレッシャーでした。任務を終えた今、コロナ禍で面会禁止の状況下とは言えもう少し寄り添う活動が出来なかったか少し心残りです。それでも令和5年5月に満100歳の誕生日を迎えられた事が何より喜ばしいです。

※第5期市民後見人養成研修の受講条件で、現在とは異なります。

## 後見業務と広報啓発活動ワーキングに参加して



第6期  
坂井 道子

平成30年3月市民後見人候補者登録、令和元年当時92歳の女性の後見人となり登記、令和4年12月に亡くなる迄の期間後見人を務めました。

私は、市民後見人養成研修を受ける前は認知症予防音楽ケア体操指導員として、デイサービス2か所で月2回活動をしていました。デイサービスの職員の方も成年後見人については知っているがどんな事をしてもらえるのか理解のない方が多かったので、成年後見制度の広報啓発には力を入れるべきと思っていた矢先、お話があり広報啓発ワーキングに参加することにしました。

令和4年8月が第1回検討会。1期から6期までの6名が参加し、どのようなツールを作るかを検討しました。2回目の検討会ではメンバー6名で広報用のチラシと動画を指定日迄に提出し、3回目で決定するとの事。それを元に制作に掛かるとの事でとても困りましたが、私自身が令和3年に道路で意識を失い、転倒、骨折して救急搬送され、翌日手術、1か月後退院してリハビリを半年続けた時の経験に基づき、動画シナリオの前半にリハビリ中の病院待合室での実話を入れました。

動画は6分を想定して作成しましたが、私のシナリオが採用されることになり、撮影を専門の方に依頼し、さあ練習です。2時間半の練習を3回、その間どなたからの演技指導も無く、又、演技経験者もいないうえに演者の人も足りず、同期生に声掛けし出演してもらいましたが、やむ無く私も出演することになってしまいました。撮影は成年後見支援センターのある建物2階エレベーターホールが舞台です。事前の打合せもなく不安でしたがプロの方の指示に従い撮影開始。その前に患者役の3人は台詞ではなく心の声ですので、その部分の録音に臨みます。短い台詞で3回目でOKが出ましたが、息継ぎの音が入っていると云われやり直し、5回目で自分の台詞の録音を終えました。待合室のシーンは3時間で、相談室のシーンは1時間で撮り終えたそうです。

最初はなることかと皆で心配し「私達で作るの?」という気持ちがありましたが、完成後視聴してみますと皆さん良く演じていると思えましたし、この様な貴重な経験が出来た事、今では感謝でしかありません。

今後、チラシや動画を有効に使って頂き広報啓発活動をされることを希望いたします。



## 初めての成年後見活動 ドタバタの1年

激動の1年間 ～退院、施設入所、入院、退院、施設再入所～



第7期  
尾崎 賢

私は、令和4年7月に成年後見人を受任した新米成年後見人です。まず、私がなぜ市民後見人になろうと思ったことからお話をさせていただきます。

令和3年2月、6月末に会社を退職予定であり、何も取り柄のない私のことを心配していた妻が区役所で市民後見人養成研修と神戸市シルバーカレッジ入学説明のパンフレットを見つけ、渡されました。私も、何か身に付けようかなと思っていましたので、勢いで市民後見人養成研修とカレッジ入学の申込を行

い、見事？両方とも受講（入学）が出来、有意義な学びの生活を送っておりました。

予期せぬことに、翌年、令和4年2月に、成年後見支援センターから成年後見人候補者として推薦したいと打診がありました。まだまだ先のことかと思っていたことや成年後見人の知識も未熟であることなどから、お断りしようかとも思っていました。思い直し、一度、本人にお会いすることにしました。本人は、市内の病院に入院されておられ、高齢でかなり病状が悪く、認知症もあり、今後は病院での看取りとなるとのことでした。面談させて頂いたところ、この方との何かのご縁を感じ、お受けすることにしました。

就任後、月2回ペースで病院に訪問、秋以降、みるみると回復され、病院から施設に移って欲しいとの申し出があり、センター担当者のご努力で被後見人の基準に合う施設を見つけて頂きました。令和5年3月に、初めて退院や入所手続きも行い、施設に入所。ところが、2週間後にベッドで肋骨を骨折し、急遽、入院となりました。2か月間の入院治療で、無事、治療のめどがたったので、6月に退院、施設に再入所が出来ました。

この期間、センターのサポートもあり、施設、病院、区役所、社会保険事務所等を訪問し、無事に各種手続き（住民票、保険、年金、介護認定等）を行うことが出来ました。7月より、ようやく施設での落ち着いた生活を送ることが出来て、最近では、自分から田舎や兄弟の話もされるようになり、被後見人もこれで自分の居場所が出来たと喜んでおられます。

この1年はこのように変化が多かった期間でしたが、これからは被後見人が落ち着いて、穏やかに生活が送れるよう、見守り続けようと思います。

## 養成研修の思い出とこれからの抱負



第8期  
岡島 みさ子

市民後見人養成研修では、後見活動に必要な法律や福祉などの基礎知識を専門職より学びました。判断能力が定かでない方のその人らしい暮らしや財産を守る支援をしますが、市民後見人にできること・できないことを強く認識する内容でした。課題レポートの提出後、面接があり理解の定着度を総合的に判断されて修了しました。地域の支えあい活動として市民後見人は、困難を抱えるご本人の意思を推しはかり、生命を尊

ぶことを軸に誠意をもって対応することが大事だと思いました。多職種の方々と相互に話し合いを重ね、共に連携して活動することが求められています。令和5年3月1日付で市民後見人候補者等登録名簿に登録されました。

この研修経験を活かして、これから地域で出会う方々と向きあう時は、忘れることのない最も大切な時間となり、最も意義深い活動にしたいと思っています。受任活動はこれからですが、現在は家庭裁判所より研修時に配布された「成年後見人 Q&A」や成年後見支援センターの分厚い「市民後見人活動の基準（マニュアル）」等を手にとり受任待機をしています。

「市民後見人のバックアップシステム」が充実し、候補者となる段階から活動の終了までの後見活動が無理なくできる支援体制は、とても心強く思います。活動中起こる不安や注意点なども、センターにいつでも相談できるので安心しています。私たち市民後見人は、専門職ではない地域の一般市民ですから「身近な支援者ですよ」と常に意識をして、困難を抱えるご本人の意思をくみ取り最善の努力をする後見活動を行っていきたいと思います。

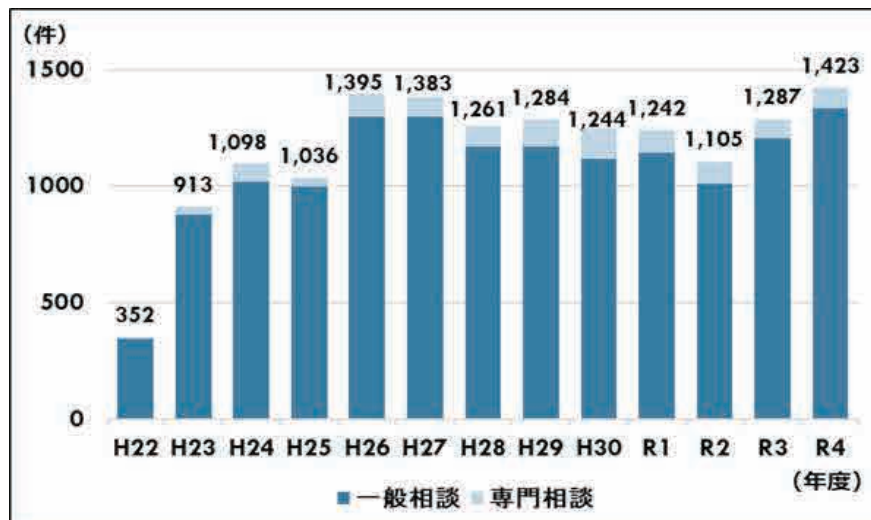
※岡島さんは、令和5年12月に成年後見人に選任されました。

# 成年後見支援センターの事業実績

## 相談件数の推移

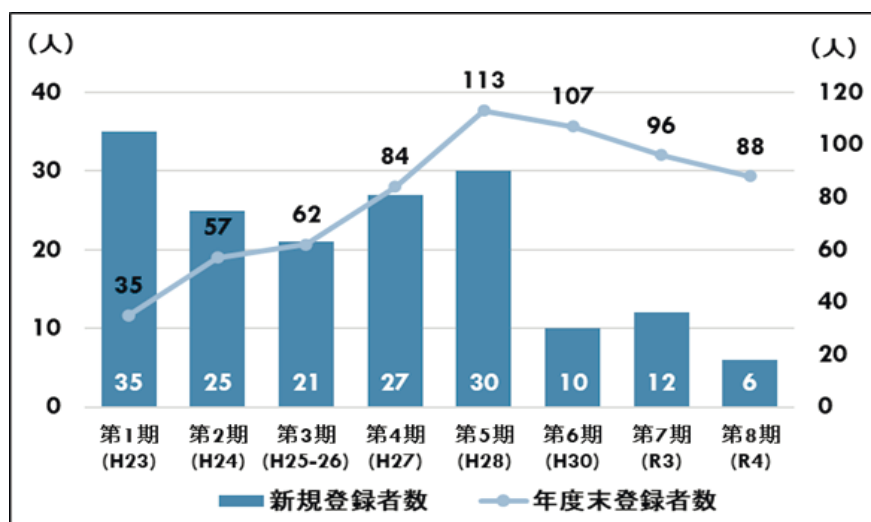
センター職員による一般相談は、設立3年目に1000件を超え、コロナ禍で減少しましたが、令和4年度は過去最多となりました。相談者は子どもやきょうだい等の親族が多く、続いてケアマネジャーや福祉施設等の関係機関となっています。

弁護士や司法書士、社会福祉士による専門相談を月4回行っており、平成29・30年度に100件を超えましたが、コロナ禍以降は90件前後となっています。



年度	一般相談	専門相談	合計
H22	343	9	352
H23	876	37	913
H24	1,020	78	1,098
H25	996	40	1,036
H26	1,299	96	1,395
H27	1,300	83	1,383
H28	1,170	91	1,261
H29	1,170	114	1,284
H30	1,119	125	1,244
R1	1,144	98	1,242
R2	1,012	93	1,105
R3	1,206	81	1,287
R4	1,334	89	1,423
累計	13,989	1,034	15,023

## 市民後見人候補者登録者数の推移

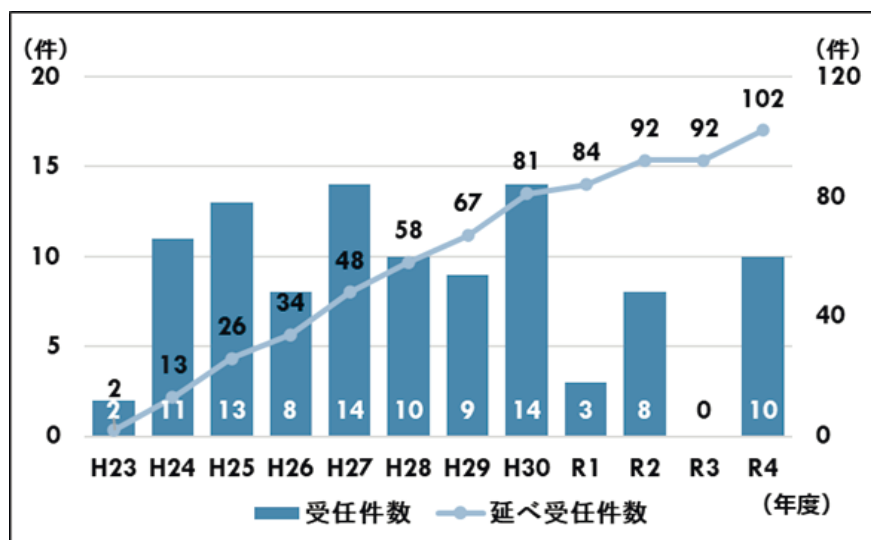


センター開設直後から市民後見人養成研修を行い、修了者のうち希望される方が市民後見人候補者として登録します。

定年延長の動きが影響しているのか、平成30年度から養成研修受講者の減少傾向が続いているため、研修の周知方法の見直しと就労中の方も受講しやすいよう開催方法の見直し等を進めています。

令和4年度末時点での登録者88名(男性40名、女性48名)の平均年齢は66.6歳です。第1期から8期までの延べ登録者は166名です。

## 市民後見人受任件数の推移



市民後見人の受任案件は、①神戸市内に安定した居所がある、②多額の資産・債務がない、③親族がいない、④市民後見人以外の支援体制がある等の基準を設けて選定しています。

被後見人の類型の内訳は、後見91件、保佐10件、補助1件であり、そのうち、家裁からセンターが監督人として選任された件数は96件です。

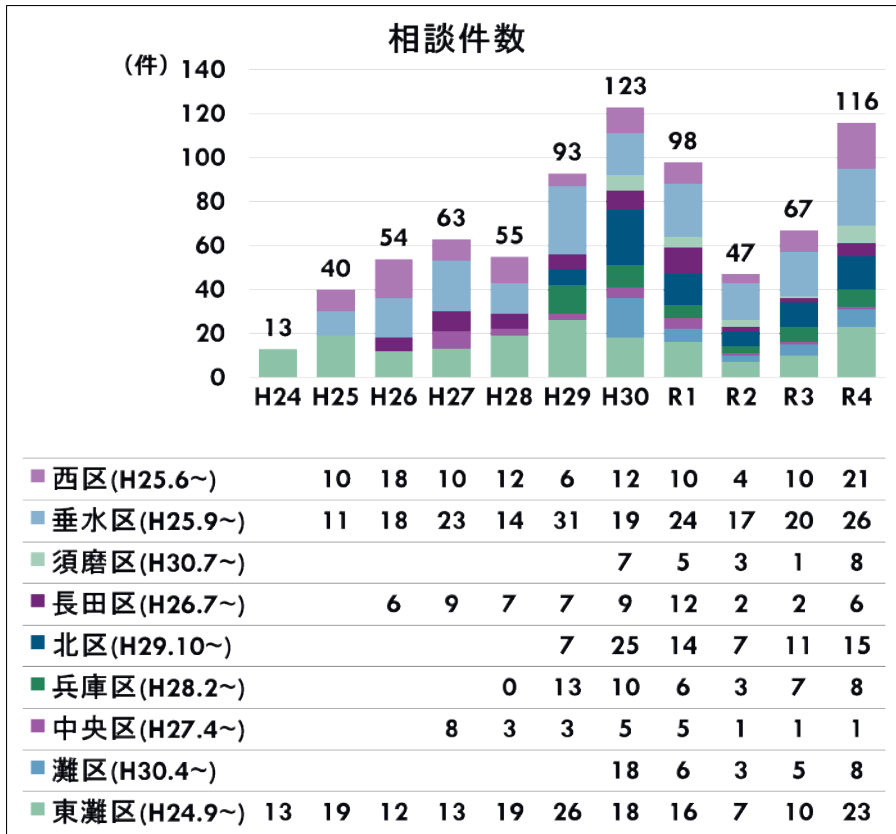
受任するまでの待機期間に、登録者のモチベーション維持を図るため、継続研修や相談員活動、広報啓発活動等を実施しています。

# 市民後見人の活動実績（受任活動以外）

## 成年後見制度の利用手続き相談室

各区役所にある区社会福祉協議会と協力し、成年後見制度の仕組みや手続きについて相談する「成年後見制度の利用手続き相談室」を開設し、市民後見人が相談員となり活躍しています。平成 24 年度から平成 30 年度にかけて市内 9 区に開設し、令和 4 年度に西区岩岡出張所と令和 5 年度に西区玉津支所を開設しました。相談者は本人が最も多く、今は元気だが将来への不安があり、制度の基本的な内容を知りたいという相談が多い傾向です。身近な場所で気軽に相談できる相談室ならではだと言えます。

相談者は本人が最も多く、今は元気だが将来への不安があり、制度の基本的な内容を知りたいという相談が多い傾向です。身近な場所で気軽に相談できる相談室ならではだと言えます。



### 相談室の概要

東灘・垂水・西区相談室は月 2 回開催、他の相談室は月 1 回開催（西区岩岡・玉津相談室は 2 か月に 1 回開催）。市民後見人が二人一組で相談を受けます。

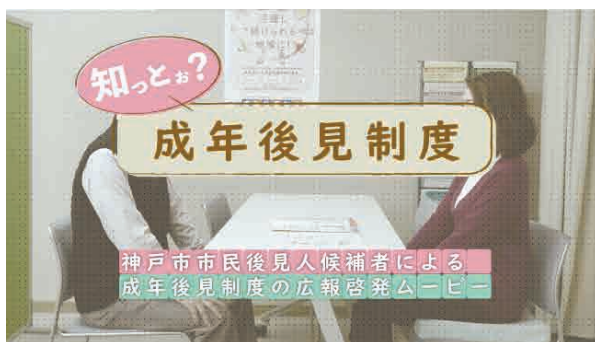
### 令和 4 年度の実績

実施回数 延べ 138 日  
相談件数 延べ 116 件

## 広報啓発活動

市民後見人が後見活動等で得た経験や知識を身近な地域で活かす取り組みとして、令和元年度から市民後見人による広報啓発活動を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延で中止しました。活動再開に向けて、令和 4 年度に市民後見人が発案した広報啓発動画とチラシを作成しました。

令和 5 年度から、「身近な地域で、わかりやすい広報」をキャッチフレーズに、高齢者の食事会やつどいの場に出向き、作成した動画とチラシを使って短時間で成年後見制度を紹介する活動を始めました。令和 5 年度はモデル活動として 3 区 6 ヶ所で実施し、令和 6 年度以降、全区で実施する予定です。



令和 4 年度に作成した動画とチラシ



令和 5 年度の活動の様子

# 神戸市成年後見支援センター

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3丁目1-31  
こうべ市民福祉交流センター内

電話 078-271-5321 FAX 078-200-5329

ホームページ  
二次元バーコード

